解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十六日

福井県越前市塚町一〇一番地

社団法人武生商店街連盟

代表清算人　三谷　勇二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月十九日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十六日

兵庫県三田市中央町一〇番二一号

宗教法人大宇宙大自然教団

清算人　切田　恵子

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年三月七日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十六日

和歌山県有田市箕島五〇番地

有田市土地開発公社

清算人　成川　満

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十五年三月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十六日

東京都渋谷区渋谷三丁目二五番一八号

トランス・コスモス企業年金基金

清算人　名倉　英紀

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日広島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十六日

広島県庄原市高野町南一八〇番地

財団法人南区会

代表清算人　新谷　恭俊

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十一日をもって存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十六日

高知市薊野北町三丁目二番二八号

財団法人高知県労働安全衛生センター

代表清算人　岡林　俊司

第四十期決算公告

平成二十四年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	三、一〇一
固定資産	一、五八四
資産の部合計	四、六八五
負債及び純資産の部	
流動負債	二、〇五〇
買掛金	一、〇一九
その他	一、〇三一
固定負債	五一
負債の部合計	二、一〇〇
株主資本	二、五八五
資本金	四〇〇
利益剰余金	二、一八五
利益準備金	一〇〇
その他利益剰余金	二、〇八五
（当期純利益）	（七五三）
純資産の部合計	二、五八五
負債及び純資産の部合計	四、六八五

平成二十五年三月二十六日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一四番一〇号

花王クエーカー株式会社

代表取締役　楠部　匡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上川郡美瑛町字上宇莫別、最後の住所北海道上川郡美瑛町南町一丁目二番二五―一五号　被相続人　亡　佐々木金次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十六日

事務所旭川市一条通一二丁目左二号　シュロス一条一階　ななかまど法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菅沼雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県南秋田郡井川町字治木字治木三九番地の三、最後の住所秋田市下北手松崎字大沢田一〇〇番地一六

被相続人　亡　伊藤　勇二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十六日

事務所秋田市八橋本町三丁目一五番三一号

相続財産管理人　司法書士　児玉傳一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大曲市上大町一六番地、最後の住所秋田県大曲市大曲字上笑ノ口三五番地の六

被相続人　亡　小西　功二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十六日

秋田県大仙市大曲栄町八番五号阿部・草薙法律事務所

相続財産管理人　弁護士　草薙　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市大字高坂一一六二番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　金井　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県川越市南通町一番地五　クリオ川越壱番館一〇五号室

相続財産管理人　弁護士　渡邉　晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県南津軽郡平賀町大字柏木町字東田二四八番地の一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　栗林　茂昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十六日

事務所東京都北区赤羽一丁目六五番九号やまなかビル一―A

相続財産管理人　司法書士　大森　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡松川町元大島三三三三番地、最後の住所長野県下伊那郡松川町元大島三三三三番地八　被相続人　亡　清水　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十六日

長野県飯田市伝馬町二丁目一一番地二

相続財産管理人　中村　紘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県瑞穂市本田一三九一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡邊　泉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十六日

事務所岐阜市鹿島町一丁目三〇番地　いちい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯沼　敦朗